

退職医療制度検討委員会報告書

1 退職医療制度の財政運営状況等

退職医療制度は、退職後の医療費の自己負担額を助成することにより、生きがいのある豊かな生活を支援することを目的として、昭和 51 年度に創設された。

創設後は、医療費の自己負担額の全額が補填される制度として加入者は増加し、高金利による利息収入の増加に伴い、研修旅行、プロ野球招待等の福祉事業を拡充するなど、制度は活性化し、安定した運営状況が維持されていた。

しかしながら、平成 15 年度の医療費の自己負担額の引き上げや、金利の低下、少子高齢化に伴う現職組合員の減少による加入者の減少などにより、近年は掛金及び利息収入が減少し続けている。

このような状況に対して、一部事業の見直しによる支出の削減、加入促進リーフレットの作成などによる加入者及び掛金収入の増加を図ってきたが、コロナ禍に伴う加入促進の機会の減少や長引く低金利等により、状況を改善するには至らず、併せて令和 5 年度以降は、定年延長に伴い、当分の間、2 年に一度しか定年退職者がいないことなどから、今後も掛金収入が減少していくことが見込まれる。

退職医療制度の支払準備金である前受掛金は、過去 10 年間で 7 億 8 千万円程度減少しており、現行制度を継続した場合、将来的に赤字が見込まれ、前受掛金が枯渇し、退職医療制度が破綻することが予測される。

このように非常に厳しい財政運営状況を改善し、「退職後の生きがいのある豊かな生活を支援する」という退職医療制度に対する退職医療組合員の期待とニーズに応えていくため、事業の見直しにより収支の均衡を保つなど財政状況の健全化を図り、持続可能な制度にすることを目的として、退職医療制度検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、今後の制度の在り方等について検討することとした。

2 検討事項

今後の制度の在り方や、財政状況を改善させるための事業等の見直しについて、退職医療制度検討委員会設置要綱により次の 2 点を定め、協議することとした。

- ・退職医療制度の今後の財政、運営等に関すること。
- ・上記に関して必要となる事業等の見直しに関すること。

検討委員会での協議に当たっては、退職医療組合員数及び財政状況の推移、令和 4 年度に年齢層に配慮した退職医療組合員 1,000 人を抽出して実施した退職医療組合員へのアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）及び専門業者に委託した財政見直し診断等の結果、他県等教職員互助団体の事業実施状況などを参考とした。

3 検討委員会の事業見直し案及びその理由等

(1) 見直しの基本方針

検討委員会としては、退職医療制度の財政状況、加入者数の推移、専門業者の財政見直し診断及び今後の定年延長に伴う影響等を考慮すると、現行のままで制度を維持していくことは非常に難しいと判断した。

また、アンケート調査の結果において、多くの退職医療組合員から、「療養補助金を除く事業の見直しを行い、制度を継続してほしい」という意見が出ていること、慶祝金等一部の事業について、他県等教職員互助団体の事業と比較して、給付額、給付回数が多く、見直しが可能であると思われることなどから、見直しに当たっては、退職医療制度の主たる事業である「療養補助金」以外の事業について検討を行い、事業の健全化を図り、持続可能な制度とすることとした。

以上のことを踏まえ、見直しの基本方針を次のとおり決定した。

- ・事業等の見直しを実施して、退職医療制度を存続させる。
- ・事業の見直しに当たっては、退職医療組合員の意向に配慮する。

(2) 見直しを行う事業

ア 事業名：慶祝金

イ 見直しの内容

給付回数（6回）は変更せず、現在、77歳2万円、80歳3万円、88歳5万円、90歳5万円、99歳5万円としている給付額を、それぞれ1万円にする。

ウ 見直しの理由

- (ア) 慶祝金は祝金で、退職医療制度の主たる目的である医療費の自己負担額を軽減することを目的とした事業ではないこと。
- (イ) アンケート調査の結果において、「見直し対象事業」として選択した人数が一番多く、祝金よりも医療費を助成する事業を充実させてほしいという意見が多かったこと。
- (ウ) 専門業者の財政診断の結果において、慶祝金の支出は、将来的に制度の主たる事業である療養補助金を上回る可能性があり、慶祝金の見直しにより財政の健全性が維持されると報告されていること。
- (エ) 当互助組合の慶祝金は、他県等教職員互助団体の事業（給付）と比べ、給付額、給付回数が高水準にあること。

エ 事業見直しの削減効果（予測）

専門業者の試算において予測されている基準掛金及び掛金運用利息の収入が予測どおり確保され、今回の慶祝金の事業見直しを行うことにより、1年度平均で2千4百万円、19年間で4億5千万円程度が削減されることが見込まれ、将来的に、支払い準備金である前受掛金は枯渇しない。

(3) 事務費の見直し

ア 見直しの内容

各給付金の送金を、毎月1回から2か月に1回に変更し、振込手数料及び送金通知の発送に係る郵送料を削減する。

イ 見直しの理由

- (ア) 退職医療組合員に対する給付額を減らすことなく、支出を削減することができること。
- (イ) 給付対象者全員が対象となるため、影響が一部の退職医療組合員に偏らないこと。
- (ウ) 広島銀行の振込手数料について、現在の軽減措置が廃止される可能性があること。
- (エ) 請求の締切日から送金日までの処理期間を十分に確保することで、事務局の事務処理の負担軽減を図ることができること。

ウ 見直しの削減効果（予測）

振込手数料は、年間で12万円程度、郵送料は年間で73万円程度、合計で年間85万円程度が削減されることが見込まれる。

(4) その他の見直し

ア 現在運用している債券について、利息収入の増加を図るため、原則、満期償還に伴い運用資金がある都度、信頼度、安全性及び流動性を確保しつつ、長期で、金利の高い国債等の債券に買い替える。

イ 加入者の増加を図るため、既存の退職医療制度への加入促進リーフレットについて、メリットや事業内容を更に分かりやすく改善・充実したものにするとともに、加入を検討している教職員から相談されることが想定される学校事務職員等の担当者向け資料を新たに作成・配付する。

(5) 見直し実施時期

ア 実施年月日

令和7年4月1日

イ 理由

(ア) 退職医療組合員及び現職組合員（特に、現職制度に加入している退職予定者。以下同じ。）に対し、事業の見直しに係る丁寧な説明及び周知の期間が必要であること。

(イ) 互助組合定款第9条に「事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる」と規定されていること。

(6) 広報スケジュール

退職医療組合員に対しては、丁寧な説明を行うことにより、今回の事業見直しについて理解を得ることとし、現職組合員には、退職後の退職医療制度への新規加入者を増加させるため、次のとおり周知を図る。

なお、加入促進リーフレットの作成・配付については、できるだけ早期に実施することにより、加入者の増加が図られることが期待できるため、令和6年度から実施する。

また、近年、退職予定者説明会が開催されていないことや、広報誌「福利ひろしま」についてホームページ掲載が主流となったこと等により、従前に比べ現職組合員が退職医療制度の内容等を知る機会が減少していることが考えられるため、今後は、より効果的な所属長宛の通知やリーフレットの配付方法等について、他県等教職員互助団体の例も参考にしながら、より効果的で広く丁寧に、職員に周知できるように取り組むこととする。

区分	年度	月	方 法 等
退職医療 組合員	6	4	互助組合ホームページ掲載
		5、8	退職医療組合員広報誌「互助だより」掲載
	7	5	退職医療組合員広報誌「互助だより」掲載
現職 組合員	6	4	所属長宛通知 互助組合ホームページ掲載
		7	広報誌「福利ひろしま」掲載
		10	退職予定者を対象とした加入促進リーフレット等を作成・配付
		1	広報誌「福利ひろしま」掲載
		3	広報誌「福利ひろしま」掲載
	7	4	広報誌「福利ひろしま特集号」（紙面配付）掲載

(7) 見直し等実施後の対応

- ア 毎年、定年年齢の引き上げに伴う新規退職医療組合員の加入状況、掛金・掛金運用利息等の収入及び給付額等の支出の状況について確認・検証を行うとともに、3年毎を目安に、専門業者による財政状況及び見通しの診断・点検を行い、必要に応じて新たに事業の見直しを検討する。
- イ 定年年齢が65歳まで段階的に引き上げられることに伴い、療養補助金の給付期間が70歳までの5年間となれば、退職医療組合員にとってメリットが少なく加入者が減少することが予測されるため、財政診断、点検の時期に併せて給付期間の延長等について検討する。
- ウ 当互助組合と同様に、退職者事業の見直しを行っている他の教職員互助団体の見直し後の状況等について、情報収集を行い、今後の検討の参考にする。

4 見直し実施等に係る理事会・評議員会開催等スケジュール

年度	月	事 項
5	3	理事会・評議員会開催 ・ 検討委員会報告書の報告 ・ 事業見直し（案）決議 ・ 令和6年度事業計画及び収支予算（案）決議
6	6	理事会・評議員会開催 ・ 事業見直しに伴う運営規則等の一部改正（案）決議
	3	理事会・評議員会開催 ・ 令和7年度事業計画及び収支予算（案）決議
7	4	事業見直し実施